旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号の規定に基づく随意契約を行ったので、旭川市契約事務取扱規則第１６条の３第３項の規定により公表します。

令和８年１１月１３日

旭川市長　今　津　寛　介

１　契約の名称及び概要

(1) 契約の名称　旭川市旭山動物園ポスター等封入封かん業務

(2) 契約の概要

ア　業務内容

封入・封かん作業

イ　履行期間

令和８年４月２日から令和８年４月１６日まで

ウ　発注部局及び問合せ先

旭川市東旭川倉沼

旭川市経済部旭山動物園

電話　０１６６－３６－１１０４

２　契約を締結した年月日

令和８年４月１日

３　契約の相手方の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

旭川市春光台５条２丁目１２番１２号

旭川小規模障害福祉事業所連絡協議会　会長　細谷　貴之

４　契約金額

８１，１２１（うち消費税及び地方消費税相当額７，３７４円）

５　契約の相手方とした理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条に規定する障害福祉サービス事業を行う施設等をとりまとめる協議会であり、提出された見積金額が予定価格内であったため。